

寝具洗濯乾燥サービス事業

寝具の洗濯・乾燥サービスを行っています。

対象

市民税非課税世帯で、市内に居住し在宅で生活している次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・世帯員が全て65歳以上で構成されている世帯で、介護保険で要介護1～5と認定された方

利用料

無料
※申請方法・実施時期については、「市政のひろば」7月号でお知らせします。

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業

社会福祉法人等による介護（介護予防）サービス利用者負担額の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を軽減します。

対象

市民税非課税世帯で次のすべてに該当する方

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ・預貯金等の額が単身世帯で500万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない

負担能力のある親族等に扶養されていない

介護サービス

介護保険料を滞納していない

- ・訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・地域密着型通所介護
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービスA）

※ただし、軽減する旨を申し出た社会福祉法人等によるサービスに限ります。

家族介護用品支給事業

紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給します。

対象

- ・市内居住で次のすべてに該当する方
- ・要介護者および介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険で要介護4～5と認定された方を、在宅で介護されている家族の方

支給限度額

年間7万5000円分まで

※申請方法・実施時期については、「市政のひろば」6月号および12月号でお知らせします。

事業により対象となる方が異なりますので、ご確認ください。

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②世帯員が全て65歳以上で構成されている世帯の方
- ③世帯員が65歳以上と身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ④身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ⑤65歳以上の方で同居する方の就労等で日中ひとりで生活する方

ひとり暮らし老人登録

登録をすると、病気などの緊急時に、本人に代わり緊急連絡先に登録してある方へ連絡をします。また、各民生委員が日ごろから訪問等を通じて安否確認を行うこともあります。

対象

- ①に該当する方

高齢者配食サービス事業

加齢、心身の障がい、傷病等により食事の用意をすることが困難な高齢者の方にお弁当（昼）の配達を行っています。

対象

- ①②③④⑤いずれかに該当する方

配達日 祝日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間のうち、心身の状況等により適当と認められる食数を配達します。

利用料

所得状況により1食300円または400円を負担していただきます。

高齢者救急支援事業

救急時の迅速な対応のために、「救急あんしん君」とマグネットを無料で配布しています。

「緊急連絡先」や「かかりつけ医」などを記入した救急情報登録連絡書を容器「救急あんしん君」に入れ、冷蔵庫に保管していただきます。

対象

- ①～③いずれかに該当する方



▲救急あんしん君

緊急通報システム事業

家庭内で急病などになったとき、緊急通報装置本体のボタン、ペンダントの形をした機械のボタンを押すだけで、緊急通報センターに通報できます。

対象

- ①～④いずれかに該当する方

設置および利用料 所得税課税年税額に基づき費用を負担していただきます。ただし、生計中心者が前年所得税非課税の場合は、無料。

※利用にあたっては、緊急時に通報センターからの依頼により、利用者宅へ15分～20分程度で駆けつけられる協力員の方3人（うち1人は、民生委員）の氏名・住所・連絡先等の登録が必要です。

家族介護継続慰労金支給事業

要介護認定が4～5の在宅高齢者を介護している家族の方に対し、慰労金を支給します。

対象 要介護認定が4～5の認定を受けている市民税非課税世帯の在宅高齢者であつて、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった方を現に介護している家族の方

支給額 10万円

外国人高齢者福祉手当

日本国籍を有しない大正15年(1926年)4月1日以前に出生した方で、公的年金等の受給をしていない方が対象となります。

ただし、養護老人ホーム等の施設に入所している方や生活保護を受給している方は対象となりません。

対象 次のすべてに該当する方

- 昭和57年1月1日以前から引き続き旧の外国人登録法に基づき登録をされ、平成24年7月9日以降引き続き、住民基本台帳に記録されている
- 本市に引き続き1年以上居住している

支給額 1カ月 5000円

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(※以下、総合事業といいます)が平成29年4月1日から始まりました。地域の65歳以上の方の状態や必要性に合わせた様々なサービス等を提供する事業です。住み慣れた地域で元気に暮らすことが出来るように、介護予防に取り組みます。

総合事業では、要支援1・2に認定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」により、介護予防と日常生活の自立を支援します。なお、要介護1～5の認定をお持ちの方は、今までと変わらない介護サービスが受けられます。

総合事業の申込方法

要介護認定をお持ちの方

平成29年4月1日以前に要介護認定(要支援1・2)を既にお持ちの方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

要介護認定をお持ちでない方

平成29年4月1日の時点で認定をお持ちでない方は、市役所の高齢介護課、または津島市地域包括支援センターへご相談ください。基本チェックリストに回答いただき、総合事業の対象か判定をします。



地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが、関係機関と連携を図りながら、介護予防マネジメントや高齢者・家族に対する総合相談、高齢者虐待防止事業、権利擁護事業など、様々なサービスを利用できるよう、高齢者の皆さんへの支援を行います。必要に応じて訪問による相談も実施します。

お住まいの地域によって担当の地域包括支援センターは異なります。詳しくは下表をご覧ください。

<p>北地域包括支援センター ☎22-4771 古川町2-56(グループホームふるかわ隣り) 月～土曜日(午前9時～午後5時)</p>	<p>担当地域 東小学校区①(東小学校区②以外)、北小学校区、西小学校区①(天王通り1・2丁目、高屋敷町、上之町1・2丁目、中之町、本町1丁目、馬場町、寿町、上河原町、池須町)、蛭間小学校区</p>
<p>中地域包括支援センター ☎23-3463 南新開町1-98(六寿苑隣り) 月～金曜日(午前9時～午後5時)</p>	<p>担当地域 東小学校区②(埋田町、深坪町、大字津島、新開町、南新開町、大字日光、中一色町字上山・北山)、西小学校区②(西小学校区①以外)、南小学校区①(南小学校区②以外)</p>
<p>南地域包括支援センター ☎32-3066 唐白町半池72-6(恵寿荘内) 月～土曜日(午前8時30分～午後5時30分)</p>	<p>担当地域 南小学校区②(東愛宕町、杵前町、元寺町、愛宕町5～9丁目)、神守小学校区、高台寺小学校区、神島田小学校区</p>

高齢者福祉事業

介護支援ボランティア

この制度は、高齢者の皆さんに、ボランティア活動をおして自発的に地域貢献をしながら、ご自身の健康増進や介護予防に繋げていただくことを目的としています。また、その活動に応じてポイントが支給され、そのポイントを活用することができます。

すでにボランティア活動をされている方も、これから活動を始めてみようという方も、この制度にぜひご参加ください。

対象
市内在住の65歳以上の方(津島市介護保険第1号被保険者)

活動内容

市内のボランティア受入機関等で行うボランティア活動

介護支援ボランティア制度の流れ

1 ボランティア登録

市社会福祉協議会でボランティア登録をし、「ボランティア手帳」を受け取ります。

2 ボランティア活動

指定された施設や団体などでボランティア活動を行います。

3 手帳にスタンプをもらう

ボランティア活動終了後、活動先施設などから手帳にスタンプを押してもらいます(30分程度の活動で1スタンプ、1日4スタンプが上限)。

4 集めたスタンプを評価ポイントに交換

スタンプを押した手帳を市社会福祉協議会に提示し、評価ポイントに交換します。

5 評価ポイントの活用

評価ポイントを1ポイント1円相当で還元します(年間5000円が上限)。

スタンプ数	交換ポイント
10~19	500
20~29	1,000
30~39	1,500
40~49	2,000
50~59	2,500
60~69	3,000
70~79	3,500
80~89	4,000
90~99	4,500
100~	5,000

※評価ポイント還元時に介護保険料の未納・滞納がない方が対象となります。なお現金ではなく、寄付または地域振興券での還元となります。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G
内線2191



『つしま家事サポーター』養成講座開催決定!!

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まりました。総合事業は、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活が送れるための事業です。養成講座を受講して、地域で高齢者を支えるサポーターとして活動しませんか?

講座対象者は?

- ・18歳以上の方
- ・活動先(津島市内高齢者宅)へ通える方
- ・本事業に協力いただける方
- ・健康でささえあいの気持ちのある方

講座はいつやるの?

日程1: 7月5日、12日、19日、26日
すべて水曜日・午後2時~4時
場所: 児童科学館2階視聴覚室
日程2: 10月14日、21日、28日、11月4日
すべて土曜日・午前10時~正午
場所: 生涯学習センター3階第6会議室

いつから募集するの?

募集期間は5月8日(月)~9月29日(金)
(ただし、日程1については6月20日(火)まで)

お金はかかるの?

受講料は無料です。

活動したらお金がもらえるの?

活動料をお支払いします。
1時間...600円
ゴミ出し等の短時間(10分程度)...100円

講座内容は?

- ・高齢者を支えるサービス
- ・つしま家事サポーターの活動
- ・コミュニケーションを学ぶ など

申込・問合せ

津島市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
☎080-4730-6854
(月~金曜日、午前8時30分~午後5時15分)

